

1920年代前半における茨城県教育会と大正新教育

一橋大学院博士後期課程 渡辺由美子

1 はじめに

(1) 課題

本論文の課題は、1920年代前半において、茨城県教育会が大正新教育に対してとった対応の実相を明らかにすることである。

まず、本節では、大正新教育及び教育会という教育団体について説明しておきたい。

大正新教育とは、19世紀末から20世紀はじめに欧米で起こった、子ども期の固有の性質に着目してその個性・自発性・能動性の尊重を説く諸教育運動の影響を受け、画一主義・注入主義の教育の改革を掲げて、大正期を中心に日本で展開された多様な教育改革の思潮・実践の総称である。

1920年代前半は、新教育運動が、私立小学校だけでなく、千葉師範学校附属小学校（以下千葉附小と記す）や奈良女子高等師範学校附属小学校（以下奈良附小と記す）などの師範附小や公立の小学校にも広がり、隆盛を極めた時期であった。

また、「教育会」とは1880年代に全国の府県、郡を中心に叢生した「私立」・常設の教育団体で、中央レベルの帝国教育会、府県教育会、郡教育会、市町村教育会と多層的に設置されていた。

対象時期の府県教育会について見ると、その組織は教育行政当局（文部省と地方当局）の管理・統制の下に、行政官、師範学校長等の教育指導者層、地方名望家などの有力者を役員とし、校長、有力教員たちを中心とする小学校教員によって主に構成されていた。こうした教育会は、裾野に位置する多くの小学校教員を通して、児童や父母、地域住民に影響力を持った。教育会は国家や地方行政当局と、小学校教員・地域住民との中間に位置し、行政の統制を受けつつも、一定の自立性を持ちながら教育行政を補完・補強する教育「中間団体」であった¹⁾。

茨城県教育会は、1884年（明治17年）に、県知事の後押しの下に、県師範学校長を中心とした教育者有志の呼びかけで、県教育の普及・改良を目的に掲げて、創設された。対象時期には、総裁には県知事が、会長には県内務部長が、副会長には県教育課長及び師範学校長が就任し、幹事の役は、県教育の実際的指導に通じていた県視学、及び県の男女師範学校附属小学校主事（以後、師範附小主事と記す）等が主に担っていた。

小学校教育と県教育会との関係を見る場合、とりわけ、両師範附小主事の位置が重要である。師範附小主事は、小学校教員たちの教育研究・実践の発表・交流の場でもあった県教育会機関誌『茨城教育』の編集委員でもあり、また小学校教員の全県的な教育研究組織であった茨城県小学校連合教育研究会を主宰・指導し、各小学校の視察や公開授業・講習会等での講評や講演など、実践現場と深いつながりを持っていたからである。

(2) 先行研究及び本論文の視角と方法

このような教育会と大正新教育との関係について、従来の研究においては、国家の抑圧的・強制的な教育方針及び国家教育の「翼賛団体」としての教育会对自主・自立・自由を掲げる大正新教育という二項対立的見方からの分析が支配的であったが、近年では、そうした見方ではとらえきれない教育会の実態が、明らかにされるようになった。

例えば、佐藤高樹は、宮城県教育会が及川平治の「分团的動的教育法」の導入やパークーストの「ドルトン・プラン」の紹介など、新教育の紹介・摂取に努めていたことを指摘している。また、永江由紀子や鈴木和正の研究も、福岡、山口、広島、岡山などの府県教育会や郡教育会が公立小学校における新教育の受容に協力的であったことを明らかにしている²⁾。

しかし、対象時期の茨城県教育会については、

新教育に敵対した雄とみなされてきた。守屋源次郎内務部長・県知事（在任期間 1919～1923）が、当代新教育実践校の代表の一つであった千葉附小の新教育（千葉師範附小の新教育運動を「自由教育」と自称したので、以下「自由教育」と記す）についての研究会開催に対して抑圧・干渉を加え、茨城県教育会も当局の施策に同調的な姿勢を示したからである³⁾。茨城県教育会は県当局の「自由教育」抑圧施策に追従した翼賛機関と捉えられてきた。

このような茨城県教育会＝翼賛団体的なとらえ方に対して、山田恵吾は茨城県教育会の機関誌『茨城教育』の分析を通して、当代にはすでに専門性を媒介として地域を越えて結びつく小学校教員社会が登場し、『茨城教育』が上からの啓蒙伝達でなく、教員たちの自主的な教育研究・実践の発表・交流誌として機能していたことを示した⁴⁾。

さらに、茨城県教育会＝新教育批判組織という図式に対しても、山田は茨城県西の小学校教員たちを中心に、新教育思潮の一つであった児童芸術運動が当代において活発に展開され、県中央に広がって茨城県教育会雑誌の一つである『児童の友 旭』（後述）の発行へとつながったこと、1930年代の『茨城教育』が、全国的な生活綴方運動とも結びついた地域教育運動の中心だった三人の教員（いずれも治安維持法違反で検挙された）の論考を掲載し続け、運動を支えたことを明らかにした⁵⁾。以上の山田の研究は、当局の単なる末端機構あるいは新教育敵対団体としてのみではとらえきれない茨城県教育会の諸側面に光をあてており、多大な示唆と刺激を受けることができた。

しかし、山田の研究においても、「自由教育」に対する茨城県教育会の対応については検討・吟味されていない。小学校教育改革に大きな影響を与えていた「自由教育」について、教育専門性を持つ集団として自己を形成しつつあった茨城県の教員たちは、どのような「専門」的なとらえ方を『茨城教育』誌上に発信していたのか、茨城県教育会は当局の「自由教育」抑圧施策に対して、いかなる理由で「同調」的な態度を示したのか、中間団体という教育会の性格を考慮しての『茨城教育』の記事内容の具体的な検討が必要と思われる。

ところが、この点に関しては先行研究の描く茨

城県教育会（以後、県教育会と記す）は依然として当局の「翼賛機関」という色調を帯びたまなののである。

また山田の研究は、県教育会が、同じ新教育運動でも、「自由教育」と児童芸術運動とは異なる対応をしたことを示唆しているが、なぜそのような差異が生じたのか、他の新教育的潮流・実践に対してはいかなる姿勢を取ったのか、これらの点については十分な検討の対象としていない。

本論文では資料的には限定的にならざるを得ないが、以上の諸論点について考察を試みるものである。

いったい県教育会の新教育への対応の特徴はいかなるものであったのか、本論文は、県教育会の新教育対応の言説の分析を通して、この問いを正面から検討したい。

この問いに接近するために、本論文は次に挙げる二つの視角を設定する。

第一は、既述のように、県教育会が当局の統制下にありながらも、一方で教員たちや地方住民の諸要求や県下の教育をめぐる現実に対する自律的な判断を持つ中間団体であったのではないかという視角である。県下小学校における新教育対応とそれらに向き合う県教育会の姿勢には、茨城県における地域の実態と教育課題や教員・地域住民の要求に対する県教育会の主体的な判断が反映していたと思われる。

第二は、冒頭に述べたように、「新教育」と称される教育は、千葉の「自由教育」を含む多様な教育改革の思潮や実践の諸潮流の総称であり、「個性」「自由」「自発性」などの言説を掲げて既存の教育のあり方を改革しようという目標では一致しつつも、その実際のあり様は、府県や学校の抱える子供たちの現実状況に対応して多様なものであったという視角である。

ところで、対象時期における茨城県教育会の新教育をめぐる動向については、これまで資料に即した十分な検討がなされてこなかった。既述のように県教育会が当局の単なる従属団体として捉えられ、その独自性に注意が払われなかったこともその一因と考えられる。

本論文は、県教育会が機関誌『茨城教育』で特集した「自由教育」批判、県教育会主催の「茨城

県教育改善案発表会」記録、県教育会発行の児童向け雑誌『児童の友 旭』を主に検討することで、新教育に対する県教育会の対応の実態に、より内在的に迫りたい。

2 「自由教育批判号」に見る県教育会の「自由教育」への対応

県教育会の機関誌『茨城教育』は、1921年5月に、「自由教育批判号」と題した特集記事を掲載した。本節では、この「自由教育批判号」の記事内容を検討し、「自由教育」に対する県教育会の批判及びそこに示された小学校教育に対する県教育会の基本的な姿勢を明らかにする。

(1) 「自由教育批判号」とは

『茨城教育』2月号は、「自由教育批判」特集の予告文において「自由教育論者の主張」を以下のように紹介していた。

「伝来の教育法はもはや行き詰まった。教権中心の教師本位の教育は、児童に真の知識・技能を与えるものでない。真の道徳的陶冶をなし得るものでない。児童がその自覚の力に信頼して自己発展・自我実現をするのでなければ真の教育の実は挙がるものではない。真の教育は自教育でなければならない。自教育は自由教育とならなければならない。而してまたその自由教育は当然の結果として生活即教育ともなり、個性尊重ともなり、能力発揮ともなり社会我実現ともなり、創造教育ともなり、心力陶冶ともなる」

特集は、10本の論文より成り、執筆者は、はじめの2本が、県教育会の幹部で両師範附小主事として県の小学校教育の指導者でもあった編集委員、続く6本が小学校訓導、終わりの2本が師範学校教諭と附小訓導の執筆であった。

本節では、主として二人の編集委員の主張を検討し、編集委員以外の論文については簡単にまとめる。編集委員による「自由教育」批判が、次節で述べる初等教育改善案に示される県教育会の「自由教育」に対する対応に反映されているからである。

(2) 編集委員の「自由教育」批判

先ず二人の編集委員の論文の要点をそれぞれまとめておく。

① 若月秀吉（師範学校教諭・附小主事）の論文冒頭において、若月は自由主義的な思想について、次のように共感の意を表明している。

「人間には自己拡張性・活動性の本能」があり、自由とは「これが障碍なく充足された状態」をいう。自由は、科学や道徳や芸術など「文化創造の母」である。政治・科学・芸術・宗教等にわたって「人間の歴史は自由実現の歴史であったという事もでき、」教育の目的は自由であるとも言える」と述べる。

続いて、若月は、千葉附小の教育に対する批判に移るが、その批判は授業に関わることに集中している。

第一に、教科課程の軽視、学年を越えた進度による指導・進級に対する批判である。

教育において、児童に与える自由は児童の能力に応じた「制限的なものでなければならない」と述べる。ここで若月の言う児童の能力とは、個性による差異ある能力というよりも、年齢を目安にした発達段階に応じた能力を指す。具体的には授業における自由の制限とは、学年に応じた課程の範囲を越えないことである。「児童にはその年齢に応じ個性に応じた読書力・理解力・計算力・推理力・自治力があるはずである。これを無視して一学年に二学年三学年の課程をやらせ幼少な児童を大人扱いにして、これを妥当なる自由教育と言えるだろうか」「これでは論語読みの論語知らずを造るだけだ」、即ち学んだことが真に身についたものとならないと批判する。さらに「一学年を随時二学年三学年に進級せしめる」ことは「法規の許さぬところ」であり、「我々は法規の中に行動せねばならぬ」と念を押している。

第二に個別的な質問中心の授業のあり方についての批判である。

「先ず児童の予習し踏査して疑問としたところでなければ教師は之に教えぬというて進度も範囲も児童の勝手にし、課業の過半を自学自習に任せて教師はその間ただ児童の質問に応じるのみにしているが、これでは非常に優劣の差は生じはしないだろうか。」「疑問を起すことという事、特に良い

疑問を出すという事は優等児でなければできぬことではないか。かくして優者はますます優に、劣者はますます劣になる懼れはないだろうか」と、児童の質問に個別に教師が答える形を中心とした授業が優劣の差を拡大すると言う。これは千葉附小の「分別扱いと共通扱いの組み合わせ」⁶⁾という授業形態を念頭においた批判であろう。

第三に茨城県下の小学校の実情から見て、千葉附小の授業展開は無理だと指摘する。

「一学級の人数 80 名を超えるところもあり」「学識経験不十分なる教師が「進度も範囲も児童の勝手に任せ、かくして生じたる児童能力の懸隔を整理することなしには、合同授業をすること」は「ほとんど不可能」だと述べる。

個別ばらばらの学習をしていた児童たちを集めて同一教材の「合同」授業を行うことは、県下小学校教員の力と一学級多人数の児童という条件下では無理に近いと言うのである⁷⁾。

②中川清喜蔵（女子師範附小主事）の論文

中川論文の「自由教育」批判の第一は「極端な試行錯誤主義教育」だという点である。

千葉附小の自学主義の徹底について書かれた「児童のなし得るものは、教師は断じてなしてはならぬ。児童の独木船は児童をして自由に漕がしめねばならぬ」という文章を引用しながら、試行錯誤をあまりにも重視し、教師の介入を軽視するものであり、「先人が数十年を費やして吾人に残していつてくれた所の文化財を、いかにして 50 年や 60 年の短き人生にて経験することができよう」と文化伝達の視点から疑問を呈している。

第二は、「分別扱い」への批判である。

「分別扱い」の授業に対して、「普通学級教授・一斉教材をほとんど破壊するもの」、「古の寺子屋式に戻るもの」「はなはだ不経済な授業」であるとして、一斉授業の弊害の改善すなわち能力の個人的差異への対応は、「どこまでも学級教授を主体として個別教授を加味する」方法で行うべきだと主張する。

第三に、中川は、自治活動について、自治の与え方の行き過ぎを批判する。

千葉附小の学級裁判や全校自治集会を例に挙げて、子供の自治能力を超えているとする。

以上、二人の編集委員の論文は、個別学習を主とした方法、教育課程の軽視、自治や自由の過剰という三点を批判したものであった。そして編集委員は、茨城県下の教員に、「自由教育」に対して、慎重な研究と採長捨短の姿勢で臨むことを呼びかけた。

この教育課程の軽視に対する批判は、実際の授業においては、小学校令第一章・教則に基づいて各小学校の校長又は主席訓導が作成する教授細目に沿った授業の実践をという主張としてあらわれた⁸⁾。そういう点では、「自由教育」批判の示す方向は、国家の教育方針の枠内での教育改善を教員たちに求めるものであった。さらに、細目に沿った授業とは、「画一性」を重視して、個々の教師の裁量の範囲を限定することにより、教師個人の力量による授業の質の格差を最小限に食い止める手立ての一つでもあったと見ることができる。

また、個別指導に対しては、学級単位の一斉授業を本体としてこれに加味する形で行うべきで、千葉附小の授業はほとんど個人指導に解体してしまい、児童間の優劣の差を拡大しているとして批判している。後に見る『茨城県教育改善案』では学級での分団授業や、また「劣等児」救済を主眼にした能力別学級編成は、否定されていない。授業の本体が個別指導中心になることを否定しているのである。

(3) 編集委員以外の教員たちの論文

表 1 論文の題名、執筆者、主旨一覧

論文題名 執筆者	主 旨
神聖の賜盃と自由主義的教育	生命の自由な発展を教育の本義とすることに異論はないが、自教育の基礎たる力を獲得する陶冶を棄却して直ちに自由教育に入るとは軽率である。
小・訓導 村山英夫	
児童本来の性質より見たる自由教育	自我は生命の自覚的實在であり、自由において実現される。教育において、放任は危険だが、真の自由教育は自律と責任が伴い危険ではない。
小・訓導 高野 浩	
自由教育の前に	自由教育の前に、児童の個性調査や設備の充実が必要であるが、農村の小学校では思うようにいかない。
小・訓導 菊地勝男	
自由教育雑感	自由教育は生物の内部原理を自由に表現させる。しかし個別教育を極端に力説するのは不適切で、傍観的保護的と同時に干渉規制が必要である。
小・訓導 石堀時三郎	

生ある人間に！我教育者諸君へ！	人間を育てることを職務とする我々は人間の生の真相を究めなければならない。自我の価値・尊さを考え、児童の人格に敬意を払うべきである。
小・訓導 立川千代吉	
綴り方教授上の自由発表主義について	随意（自由）選題主義から見ても、課題や系統案や細目は必要であり、教師の安住・器械化を懸念する人もいるが、それは教育者の修養次第である。
小・訓導 高崎政太郎	
所謂自由教育の教育的批判	1919年以來自由画が提唱され、臨画によるよりは、自然物の直写が主張されている。自分も図画教授の要点は写生にあると思うが、児童の程度に応じて範圍の描写ができる教員がいればともかく現状では臨画手本を廃止できない。
女子師範・教諭 杉原豊方	
自由画教育問題	山本氏の自由画の主義精神は、個性尊重、自発自学の習慣の重視に合致し尊重すべきであるが、軽挙妄動を慎み研究の必要がある。
師範附小・訓導 大内由之介	

上記表から次の二点を読み取ることができる。第一は、教員たちが多様な「自由」観に基づきながら、いずれも自由への共感を表明していることである。「生命の自由な発展」「生物の内部原理の自由な発展」などの表現があり、また若月も「人間の自己拡大要求の充足された状態」と述べていた。そしてこれらの言葉には、抑圧や束縛、規制からの解放という要素が含まれている。第二に、教育の実践方法については、自由の制約、教師の干渉規制の必要を指摘していることである。

「自由教育批判号」冒頭で、「自由教育論者の主張」として紹介された、「教師本位の教育」を否定し児童自身による「自我実現」を目指すという目的や理念については、批判の対象となっていない。問題としているのは、千葉附小における具体的な授業実践である。県教育会にとっては、千葉附小の教育は、めざす理念には共感できても、その実践において受容できないものとされたのである。

ちなみに、千葉附小の論じた自由とは、「自然の理性化」すなわち理性が真・善・美の規範によって自然（人間の本能的な欲求）を支配した状態を指すが、この自由概念には触れられていない。

3 『茨城県教育改善案』

(1) 教育改善案発表会

県教育会が、決して「自由教育」、新教育の問題提起に敵対的でも無関心でもなかったことは、

県教育会の「教育改善案」促進の取り組みにも現れていた。

教育改善案とは、地方改良運動期の「県是」「町村是」を基礎に、それ以降10年間の変化を踏まえて、県内すべての市町村小学校及び県教育会、両師範学校附属小学校、諸中等学校等が作成した教育是（教育改善の基本方針）を指す。

作成の取り組みは、1923年に県教育会が呼びかけて⁹⁾始まり、1924年3月の第19回関東連合教育会¹⁰⁾の付帯事業として、茨城県教育改善案発表会が3日間にわたって開催された。

小学校から寄せられた改善案については、県教育会が最終審査¹¹⁾を行って優秀校を決定・表彰し、一等、二等の学校が発表会で口頭発表をするという企画であった。発表会では膨大な作品が展示されたというが、その一部を県教育会が編集して作成した大会記録集が、1925年に『茨城県教育改善案』という名称で発刊された。小学校教育については、一等を獲得した小学校の改善案のみがその具体的な内容にわたって抜粋収録された。それらは、県教育会が模範例として県下に示した改善案であり、県教育会の意向が反映されている。

「教育是」作成の目的として、義務教育の徹底¹²⁾、高等小学校及び実業補習学校の拡充など「国民教育」¹³⁾すなわち小学校・実業補習学校教育の改善・拡充が提示された。

県教育会がこのような企画を考えた契機として、次の点が考えられる。

第一は、1923年に国会に上程された義務教育国庫負担法改正が通れば、翌年の1924年には交付金が引き上げられ、県とりわけ町村の教育予算の増加によって諸教育施設拡充の可能性が生まれたことである¹⁴⁾。予算増を、より効果的に現場の教育要求にみあって活用しようとしたのである。第二は、交付金の配分が町村の教育実績や改善の努力内容等によって差がつけられること¹⁵⁾を利用して、教育改善案の作成により、各町村と学校の取り組みを活性化させることを狙ったこと、さらに改善案の審査・表彰¹⁶⁾を行って、競争をより促すとともにその審査・表彰を郡・県教育会が行うことで教育会の影響力を強めることをもくろんだことである。第三に小学校教員たちに、小学校教育の土台である郷土の現実（経済状況や町村

民の生活、児童が生活する環境）や学校の状況に対する歴史的な認識の上に立って、教育方針を実際的に考えさせ、実績を挙げさせようと考えたことである。

この点について、改善案作成への取り組みを呼びかけた松浦県視学は、「その学校の沿革を精査しその郷土の状態を考慮し、時勢の推移を察し、その地方その学校の教育伸展の根本是を確立して――その実効を取めるよう」と記している¹⁷⁾。

(2) 県教育会作成「初等教育改善案」

初等教育改善案は、発表会に向けて県教育会自身が作成したもので、11人の調査委員が、分担した調査内容及び各自の案を持ち寄り、1923年7月より1924年1月末まで6回の討議を経て2月に完成したという。11人の委員の氏名は不明だが、委員長は稲垣國三郎（中川の後任で女子師範附小主事）であり、第一回の委員会で、調査方針・調査問題を協議する際には、三人の県視学も参加したとあることから、改善案は教育行政当局と師範教員関係者を中心に作成されたと思われる。

改善案は、11項目に及ぶ膨大な内容であるが、ここでは教授・訓練の項について、新教育との関係で注目してみたい。

改善案（以下「案」と記す）は、先ず全体の方針の部分で「未だ確固たる教育方針を見ざる間にいたずらに新奇を追うて実施を急ぐがごときは慎重なる態度といふべからず、殊に今日のごとく諸種の教育思潮雑然として起こり、各種の教育施設、奇を競うがごとき状態にある時、科学的實際的の考察洗練を経たる教育方針の確立はこれが改善の一步と言わざるを得ず。」と、教育をめぐる実態の調査を踏まえ、教育思潮に対する慎重な対応を採るべきことを主張する。

教授について「案」は、「最良にして少量なる知識を伝えることが最善の教授方法である」として、そのためには、教材研究、教材の整理・統合、各科目の教授細目の重要性を指摘している。特に教授細目の意義を「教授細目は実に教授の中心にして、教壇上における教師日々の活動はこの細目の具体化人格化されたるものというを得べく」と、強調している。

訓練についても「案」は「訓練要目、訓練細目、

個人訓練」を、「系統的具案的ならしむれば」成績が向上すると述べる。

以上のように、改善案では、教授細目作成の必要、系統性の重視が、強調され、それは基本的に「自由教育批判号」で示された方向の確認であったと言える。

むろんこの教授細目重視は、国定教科書使用と相まって、国家の求める教育の枠を順守させる役割を持つものであるが、既述のように、それだけではない、茨城県における小学校教育にとって必要性を持つものとされたのであった。

この「初等教育改善案」において、県教育会は改めて「自由教育」を教育方法の視点から否定する姿勢を示したのである。

では、「初等教育改善案」が示した「自由教育」に対するスタンスと比べて、各町村小学校はどのように新教育あるいはその一つである「自由教育」に向き合ったのであろうか。その点を『茨城県教育改善案』において新教育に対する対応の部分が重点的に抜粋されている二つの小学校の改善案を素材に、その基本的なスタンスに注目してとらえたい。そこには、同時に県教育会の新教育に対する姿勢が反映されていると思われるからである。

(3) 行方郡・八代村・八代小学校教育改善案

一つは、八代小学校の改善案（八代案）である。

冒頭、本案は、村教育会が教育調査会（村長、助役その他の役場吏員、村会議員、学務委員、八代小学校教員で構成）を組織して調査討議して決定したものであると明記した上で、このような村の指導者層ぐるみの取り組みによってその実現を図ろうとするものであることを述べている。『茨城県教育改善案』には村経済の基本調査とその改善案の部分、及び教育改善案の部分の抜粋・掲載されている。以下、新教育との関連を中心にまとめてみよう。

① 立案の方針

まず「八代案」は、「新思潮」に対して「盲従したくない」が「危険視もしたくない」と教育の改善のためには新思潮の「教え」を主体的に取り入れることを表明している。

次に、村の状況を調査する理由について、①教育改善のためには経費が必要であり、村の資力と

して支出できる教育費の最大限を明らかにする必要があること、②児童の生活を指導することが教育であり、また児童の環境を整理することが教育の一大任務であるという見地に立っているからであると述べる。さらに卒業後児童が入るべき社会をよりよくする必要がありとし、そのために村経済のみならず村民全体の道德、知能、健康の状態も調査したとしている。

② 村経済の調査に基づく問題点

耕地の不足と農業の経営難が挙げられ、その結果都会への移住者が多いことを指摘し、また地主・自小作・小作とも、純益は少ないにもかかわらず、村民が物価騰貴の好況時代の生活態度を改めないことを述べる。

③ 村経済、村生活の改善

耕地整理と二毛作の奨励、畜力利用による労働能率の向上や勤労の習慣、農業教育の普及を挙げている。農業教育については、「現時の農業経営では農業はますます疲弊し移住者の予防はできない。」として「知識を応用した経営業」、「農業に関する学理の研究」の重要性を強調する。例えば「本村は行方郡でありながら行方米より差別的な待遇を受け、潮来米として一段品質が劣ってきた」「今後は生産物に一大改良を加え東京市場における優良品として取り扱われる」ことを目指して特に高等科及び補習科の農業教育の改善に触れている。また蔬菜類栽培についても、東京市場へ送り出して利益を得るには耕地面積が少なくても多額の収益のある栽培法を研究する必要を述べている。

そして最後に、改善案の成否は「農民自身の覚醒に待たねばならない。」ことを強調している。すなわち農民自身が、「一耕一作悉く」村や国の経済に影響することや「真の研究的な態度」が必要であることを自覚することによって村農業の改良ができると述べる。

このように、八代村の農業経営の危機的状況の救済のため、自覚的で旺盛な研究意欲を持つ村民を養成することが課題であるとした上で、八代案は小学校教育の改善について以下のように述べている。

④ 小学校教育の改善案

冒頭の「綱領」において、育成すべき児童像を

提示する。「(自己の)現在の生活をよりよく改造し、創造せんとする追究的・欲求的情意の傾向」及び「発動的学習態度」を持った人間である。

教授に関しては、八項目の方針が挙げられているが、以下、部分的に拾い出してみる。

○「最近の教育思潮の共通点の主要な一つは、自学的主張であろう。」「児童をして学習を喜悅し、欲求的・推究的に学習する発動的態度を教養することは、最も必要なことでなければならない。」

○「自動的態度、学習法の習得」と「教師による環境の整理・材料の提供によって」「児童は全我の力を込めて発動し、彼らは自己構成をなし得るに至り、〔中略〕将来とも自己の生活を開拓し得るに至るものである」

○「個別指導を重んじ、個性發揮に努めること、合同教育は必然的に児童の個性を閑却し一様平等の取り扱いに流れやすい。その結果近時の教育説は個性の擁護と人格の自由な發展を説かないものはない。〔中略〕要するに個性の發展を自由ならしむべしとの説に他ならない。ゆえに我々は教授上児童の個性を調査し、個性に即した教材と方法を以てすることに努力しなければならない。」

以上例示したように、八代案は、全体として、新教育の思潮の影響が強く、新教育に対する批評的な言説は見当たらない。しかも合同教育すなわち一斉授業に対して否定的で「個性に即した教材と方法」という個別指導への傾斜を示している。しかし、具体的な授業実践の改革については「教授の方法も多様なるべし」「個人の能力に応じた材料を」という指摘はあっても、その方法としては「分団的教授」「機械的反復練習は必要」とあるが、それ以外は言及されていない。

訓練についても細目を提示すると同時に、新教育の理念が取り入れられている。すなわち道德は、道德的理想・善へ向かって自己の感覺的意欲と理性との葛藤發展の中から生まれたものであると八代案は述べる。教師は「個性による感覺的意欲の差異に注意しつつ」、「道德的理想を児童に暗示し、反省心を養成することで自己の内部から芽生えた道德律に服従する人間を作らねばならぬ」という訓育論を展開している。

村農業の生産力を高め農業経済・農家経営を向

上させるためには、意欲的に農業に関する「学理を研究」し、「実地に応用できる」創造的精神、好況期とは異なる状況においては勤儉貯蓄を心がけるなど自己の生活を時代の変化に応じて自律的に規制していくことのできる精神、自らの労働の意義を自覚し得る反省的精神、そのような精神を持つ村民の育成が必要とされた。

八代村の教員・指導者層にとって、新教育的な小学校教育は、このような村民育成のために望ましい人間形成のあり方と受け取られていたと言えよう。八代村では、個を重視する教育は、農村の立て直しの要求と合致するものととらえられていたのである。

また、八代案では、教師の意思活動によって理性に目覚めさせ、子ども自身の理性によって自己の自然的欲求を統制することを重視するなど、「自由教育」の教育論の言説との関わりがうかがわれる。

(4) 東茨城郡・小川小学校教育改善案

こうした八代案に対して、小川案は、学校として独自に新教育研究に取り組んだことを先ず述べた上で、「自由教育」的方法に、より批判的態度を打ち出している。

「教師中心から児童中心へ」という新教育に共通する主張については「この方向に異論はない」とした上で、「自動教育」「自教育」「自由教育」が「皮相に模倣」された時の弊害を、三点挙げている。

第一に「むやみに予習をさせる結果」、児童は家族に頼り、家庭の力による学力差が生じること、第二に、児童が、「独案内のようなもの」(学習の手引き書の類を指すと思われる一筆者注)を頼りにして機械的に覚えようとする、第三に教師が児童の質問に答えるだけで、十分な授業の準備や授業中の指導をおおざりにすることである。

また「個性尊重」については、「その原理は結構である」としつつも、「(学科において)個性に従って程度や進度が加減されている」ことに対して、殊に「優等生」に対して「生活から離れた教材」を与えることになり、「教育は生活である」という見方から言っても無理が生じる」として、上学年の教材を使用するということに教材を縦では

なく、「横に拡張する方がよい」と述べる。学年ごとの「画一性」を基本にした上での「個性尊重」を主張する。

では小川案ではどのような授業を志向・模索していたか。

第一に、奈良女子高等師範学校の校長であった横山栄次著「新教育の原理及び実際」に依拠したとして、教授と学習が一体となった授業が望ましいと主張する。「学習は知識・技能を習得し発表する児童の働き」であり、この児童の働きと一体となって行われるものが「教授の本性」である。「真の教授は、教師が話をすると同時に児童は注意して聴き、その話によって児童の心は種々に活動する。」と述べている。第二に、やはり奈良附小の「合科学習」を取り上げて、今後の研究課題としている。すなわち「具体的な生活事実が自然に生長して出てくる題材を発生心理に従って取り入れる。これを奈良では合科(一つの題材に修身も理科も芸術も入る)として取り扱っている」として授業改善の参考としている。

八代案が、一人一人の子供の個性にも基づいて意欲や力を引き出そうという「個性と自由の尊重」という新教育の言説を教育改善の指針として掲げた背景には、第一次世界大戦後の不況の中で、進行する農村の衰退の克服という課題があった。八代村は、知識や応用を追及する意欲と自律的な生活姿勢を持った村民を必要としていたのである。そして、県教育会は「郷土の状態を考慮し、時勢の推移を察し、その地方その学校の教育伸展の根本是」としてこの八代案を一等賞とし、模範例の一つとして発信した。

それに対して、小川案は、新教育的な方向には賛意を表明しつつも、その実践上の弊害の可能性を指摘し、研究と採長補短の慎重な姿勢で臨むべきという、県教育会の対応を受け止めた主張となっていた。小川案は、「自学、自動、自由」などの新教育の言説が実践に移された場合に、様々な実践が展開し得ることをうかがわせるものであった。小川案も高く評価されたが、それは県教育会が示した「慎重な研究」が必要な根拠を示したものであったといえよう。

県教育会は、各地域に適した新教育摂取の独自性を慫慂すると同時に、それらが「優等児」偏重になるのではなく、「劣等児」への手当てを伴いながら、全体に一定の学力水準が身につくような、「個性と自主性」に配慮した新教育的改革を小学校教育に求めたと言える。

4『児童の友 旭』の発行

『児童の友 旭』（以下『旭』と記す）は、県教育会が発行した児童向け月刊雑誌の名称である。創刊は1922年4月であるが、何年に終刊したか不明である。本論ではこの雑誌が「自由教育批判号」と「教育改善案」作成開始の中間の年である1922年に創刊されたことに注目する。児童向け雑誌の発行は、県教育会の新教育への対応の一環としての意味を持つと考えるからである。

なお、後に述べるが、『旭』は、前年の1921年4月に、奈良附小が創刊した児童向け雑誌『伸びて行く』¹⁸⁾を念頭においていると推測できる。発想等の上で類似点が見られるからである。また、第三節で取り上げた小川小学校の改善案でも、奈良附小の合科教育が授業改善の参考として取り上げられており、さらに『茨城教育』には、教員による奈良附小の視察報告記事が掲載されていて、県教育会が奈良の教育に興味を示していたことがうかがえる。

(1) 雑誌発行の目的

1922年4月発行の『茨城教育』で、県教育会は『旭』発行の目的を表明した。この記事については先行研究で言及されていないので、以下に引用した上で触れておきたい。

「本会来年度の予定事業の中、最も目覚ましいものは児童雑誌の創刊である。本会ではこれを発行して近時著しく進展した児童の読書欲を満足せしめ、一方課外に於て彼等児童の有力なる学習の友としようとするのである。雑誌の内容や形式はまだ定まっているわけではないが、いずれは地方の小学校教員諸賢に多大のご寄稿を願うことになるのであろう。また実際自分たちの教え児を愛するならば可愛い読み物を供給せねばならないので

あるから、自分から振るってどしどし寄稿していただきたいと思うのである。」

雑誌発行の目的を、児童の「読書欲」を満足させるための「読み物」を提供することと児童の学習の助けとなることの二つに置いている。また小学校教員に読み物の執筆を呼びかけて、文芸教育に熱心な教員たちの力を結集することを図ったと思われる。

ちなみに1922年においては、主な執筆者は、編集委員でもあった両師範附小教員、水戸中学校教員、水戸高等学校教員などで、小学校教員の寄稿は3人であった。なお編集長は県視学の松浦龍で、他の二人の県視学も編集委員に加わっていた。

(2)『旭』掲載記事の概要

1922年1923年の掲載記事をジャンル別に整理して、その主なものを紹介する。

文芸関係は数が多いので作品題名は省略した。

- ① 学習に関係した読み物——○歴史読み物・伝記など（例「武甕槌の神（鹿島神宮）」、「義公の幼時」、「リンコルの少年時代」、「ナポレオンの少年時代」、「秀吉の少年時代」、「藤田東湖」、「乃木將軍」、○旅行記（「富士登山」「三府九県旅行」）○理科（「生物と無生物」、「からだじまん—内臓器官と体操の関係」「電気のお話」）○子ども新聞、○課外読み本（茨城県で使用していない小学校読み本教科書）○「何でも！」欄（子供が投稿した質問に答える欄）
- ② 学習方法や入学試験に関する記事——例 ○児童の自由研究・理科「みみず」と、編集委員の講評、○「卵のゆくえ」、○「桜」（尋常4年生理科の第一課「桜」の補足として、だれにでもわかる桜の種類の見分け方伝授）、○「算術はこうして」（算術が面白くなる方法）、「綴り方はこうする」、「算術力試し—模擬試験」、「話し方の学習」、「入学試験の心得—国語科」、「水戸中学、水戸高女、土浦高女、各入学者の心得、入学試験問題、入学試験に関する心得」
- ③ 文芸関係記事—童話、対話唱歌、童謡、俳句、小説、新体詩、少年落語
- ④ 児童投稿作品——優良者（一等から三等）の

作品の掲載（綴り方、自由詩、短歌、俳句、唱歌劇脚本、写生画等）、佳作・選外佳作の児童の氏名一覧。

⑤ その他 綴り方作品講評、読者倶楽部、編集だより等

次にこれらの記事内容の特徴を考察する。

(3) 記事内容の特徴

① 学習に関する読み物について

歴史の読み物としては、郷土にまつわる神話中の豪傑・偉人を描いたもの、努力・誠実・勇気など修身科の教材を兼ねた読み物が目立つ。

旅行記は土地土地の自然、地形、産業、歴史など、理科、地理、歴史を合わせた合科的な読み物となっている。

「何でも！」欄は、児童の寄稿者数が次第に増えてきたと編集欄に記されているが、質問に答える場であるとともに、児童との交流の場ともなっている。児童の質問の例を挙げると、「雷様が鳴る時、いなびかりがしてから鳴るのはなぜですか」「元始時代と神武天皇から今までとどちらが長いのですか」「桜の花が咲いてから大雪が降るのはなぜですか」「小学校卒で、学資を要せず、立身出世の道を教えて下さい」等である。担当者が女子師範教員で理科が専門であった大津圭一であったこともあり、理科の質問への回答は特に詳しい。また質問は身の回りの自然や生活の中から児童が感じる疑問が多く取り上げられているが、学習上の疑問だけでなく将来の進路に関するものもある。

また、1922年12月号からは読者倶楽部という投書欄を設け、児童の雑誌記事づくりへの提案や希望も掲載し、雑誌への興味をより活性化しようとしている。

② 学習法や入学試験について

記事の特徴の第一は、児童の自学自習を促す工夫が考えられていることである。例えば上記「卵のゆくえ」という記事は次のようなものであった。

小学生の一郎が春の野辺を歩いていて目をとめた「不思議なもの」に興味を持ち、観察したことを写生して記録していく。それを学校の先生に見せて、先生の助言や質問に励まされて観察を続け完成させる。その後、一郎はその不思議なもの(カ

エル)だけでなく、蝶の卵などにも興味を広げていく。このように、お話仕立てで、小学生の主人公が、先生の指導を受けながらも、自分でどんどん学習を進めていくという内容で、自学自習の方法や面白さを伝えようとしている。

第二は、入学試験の準備について、力を入れていることである。1923年1月号では「競争に打ち勝って入学しようと思う」読者のために、入学試験勉強について、中学校や女学校の教員に寄稿を2月号に依頼していることを記し、『『旭』の愛読者諸君に入学の喜びを得させたい』と述べている。また1923年9月号には「本年の4月、中学校、女学校に入学された皆さんから喜びのお手紙をたくさんいただきました。こうした喜びをまた皆さんにさせたいという希望から、編集委員たちは相談して『旭』中学校・『旭』女学校を開くことになった。これから毎日試験問題を出すから問題と時間をよく見て練習されるよう願います」と予告し、同年11月号では10,11,12,1月号の4回の試験結果が合格点に達している人は3月号で合格者氏名を発表するので、答案を送るよう伝えている。

③ 文芸関係

執筆者は、ほとんど編集委員で、両師範訓導や中学校教員である。1923年1月号からは、山村暮鳥や野口雨情などの茨城県に縁のある詩人や画家の寄稿が掲載されることもあった。文芸関係は児童の作品も数多く掲載された。「旭お伽講演会」が、水戸市で「1000人の愛読者」の参加で開催されたという記事が次の講演会予告とともに掲載されている¹⁹⁾が詳細は不明である。

以上から言えることを三点にまとめる。

第一に、県教育会は、『旭』の刊行によって、児童の自発的、自動的、創意的な学習を促すという意味で、大正新教育の実践を行っているという事である。師範学校や中学校の教員が、学校外での児童の学習の指導を『旭』を通して直接行っている。

第二に、所謂文芸教育を熱心に行っていることである。編集委員たちが童話や歴史譚など興味ある作品を創作して、児童に読み物を提供するとともに、児童の作品を募集・掲載して、児童の創作欲を喚起し、作品を表彰・講評することで、作品

の質の向上を図ろうとしている。

第三に、読者層として、「優等児」に照準を合わせていることである。とりわけ中等学校進学希望の児童である。小学校卒業後に働きながら勉学を志す少年・少女を主人公とした小説や、家業の農業に就く決心を表した児童の綴り方等も掲載しているが、中等学校進学を目指す児童を主な対象としている。

なお、児童は原則として『旭』の購読を通学している小学校に申し込み、教員から受け取った。また児童の作品を小学校でまとめて応募することもあった。児童の便宜を図るとともに、県下小学校との結びつきを考えてのことだったと考えられる。『旭』の購読料は月に10銭という廉価²⁰⁾であったこともあって、茨城県における購読者数は、1922年時点で、一か月平均で17585人²¹⁾にも及び、県教育会の財源としても大きな位置を占めた。

5 終わりに

以上、本論文は、県教育会の新教育対応の具体相を、言説に注目して二点明らかにした。

第一は、県教育会が、県内の小学校による新教育的な教育改革に対して、一方では慎重さを求めながら、その旺盛な改革意欲には共感を示し、それを梃子に全県的に改革の活性化を図ろうとしたことである。

県教育会は、「自由教育批判号」「初等教育改善案」においては、「自由」「自学」の名の下に子どもの発達段階を越えた実践や優劣差の拡大をもたらす実践に警鐘を鳴らした。その一方で、郷土の現実を踏まえて意欲的に新教育を受容しようとした八代小学校や、学校を挙げて新教育を研究し、実践に移された場合の問題点に留意しつつ新教育的な改革を試みようとした小川小学校を、積極的に評価したのである。

第二は、県教育会が、新教育に対して二方面の対応を取ったことである。

学校教育という方面では、子どもの個性や興味を尊重しつつ優劣の差を拡大しないような、できる限り均一な学力を保障する新教育、即ち「中」の学力を多くの児童に身に付けさせる教育、同時に「劣等児」に対処する新教育の受容である。そ

して学校外の方面においては「優等児」を伸ばすための新教育の受容であった。すなわち「優」「中」「劣」すべての児童たちを視野に入れ、各々に応じた新教育的対応を取っていたのである。

明治期に主流であった画一主義・注入主義の教育が、就学率の向上とともに顕在化した児童の学力差に適応できないという事態への対応として、新教育は受容された側面を持っていた。既存の教育が、「中」の児童を標準にしている、「優等児」を伸ばさず、「劣等児」を置き去りにするという状況の克服が当代の大きな教育課題の一つとなっていたのである。

千葉の「自由教育」の実践は、「優等児」への対応という面を色濃く持っていたし、及川平治の提唱した分団授業は、「劣等児」の救済という意図を含んでいた。

県教育会の二方面の新教育対応とは、「中」を含む全ての児童に、それぞれに適した新教育の実践を行う事であった。従来の研究において、「自由教育」に敵対し新教育に消極的であった教育団体とみなされていた茨城県教育会は、実は様々な児童を視野に入れて、広いスケールで独自の新教育への対応を行っていたのである。

以上のような、県教育会の新教育への対応の特徴は、次のことを示している。

すなわち新教育の諸言説が指し示す方向で展開される実践は、現実には大きな幅を持っていたことである。同じ「個性の尊重」と言っても、その具体的な実践においては、「優等児」に適した方法もあったし、「劣等児」を伸ばすのにかなった「個性尊重」のあり様もあった。「自由」という点でもその捉え方は多様であり、県教育会は「自由」を「制約のないあるいはより少ない状態」ととらえて、一定の学力をすべての児童に保障する必要がある学校教育においては、「自由」の制限、「画一性」が必要とみなした。

新教育の言説は、地方や地域の抱える課題や父母や子供の要求、教育当局者や教員たちの教育観、さらに実践される場や領域に応じた固有の教育課題によって、異なる姿を取って実践されたのである。

註

- 1) 清水禎文は、地方教育会について「国の近代教育制度の構想と地方の教育実態とを架橋する中間団体」と表現している。「明治期群馬県における教育会の展開」梶山雅史編著『続・近代日本教育会史研究』学術出版会 2010年
- 2) 佐藤高樹「大正新教育をめぐる情報の流入・交錯と地方教育会—宮城県を事例として—」『続・近代日本教育会史研究』学術出版会 2010、永江由紀子「大正期の地方教育会における「新教育」への対応」同前掲書、鈴木和正「公立小学校における大正新教育実践の歴史的研究」広島大学学位論文要旨2014
- 3) 例えば谷口琢男「大正期の茨城県の教育動向に関する一考察—「茨城県教育改善案の分析を中心として」『茨城大学教育学部紀要、教育科学(27)』1978。谷口は、守屋就任によって自由教育批判に転じた県教育会が自由教育に代表される新教育の思潮や実践を封じ込めようとしたと指摘している。
- 4) 山田恵吾「地方教育会雑誌から見る教員社会—1900—1920年の『茨城教育』(茨城県教育会)の分析を通じて—」梶山雅史編著『続・近代日本教育会史研究』学術出版会 2010所収
- 5) 山田恵吾「地方教育会の中的生活綴方運動—1930年代における綴方教師「茨城の三田」の活動を通して—」梶山雅史編著『近・現代日本教育会史研究』不二出版 2018
- 6) 手塚岸衛が著した『自由教育真義』によると、分別扱いとは、同教科・異教材の個別学習で、教材の進捗に制限がない形態、共通扱いとは、同教科同教材の比較的教師本位の斉扱的学习をいう。その具体例が示されているが、分別扱いでそれぞれの進捗で異なる教材を学習していた児童が、「遅い進み」の児童に合わせた同一の教材での学習に移行し、共通扱いの授業になる。共通扱いは、教師主導の斉授業と児童の個別の質問と教師の応答で構成されている。
- 7) 「教育改善案発表会」に向けて県教育会が行った調査によって、経験年数5年未満の教員の割合を資格別に記すと、本科正教員：36%、専科正教員：66.6%、准教員：60%、代用教員：93%であり、経験年数だけでみると「経験不十分」な教師が圧倒的に多かった。
- 8) 「自由教育」を開始・牽引した千葉師範附小主事の手塚岸衛は、教授の進捗は児童の実力に即すべきで、1919年から教授細目にとらわれない実践を開始したと記している。(『自由教育真義』(『教育名著9』所収、日本図書センター1982年複製、初版1922)
- 9) 県視学・松浦龍「国民教育に関する研究問題の提供」『茨城教育』1923年4月号
- 10) 関東連合教育会は毎年1回開催された。参加教育会は、東京府、東京市、神奈川県、横浜市、埼玉県、群馬県、栃木県、千葉県、長野県、山梨県、茨城県の11府県市教育会。第19回連合教育会は茨城県教育会が主催した。
- 11) 審査は、各郡教育会で一次審査を行い、県教育会審査委員会が最終審査で一等～三等までの優秀校を決定した。
- 12) 1921年の壮丁検査の結果を見ても茨城県の「尋常未就学者」数は少ない方ではなかった
- 13) 松浦は前記『茨城教育』で、「国民教育」を「一般国民が最低限の程度として受ける教育」と述べている。
- 14) この点につき松浦は「交付金が1000万円から4000万円になり、本県は従来25万円、一町村550円平均であったものが、年額100万円、一町村年額2200円平均になる」と述べていた。松浦龍「国民教育に関する研究問題の提供」『茨城教育』1923年4月号(第464号)
- 15) 市町村への交付金は、平均2200円であって、実際の配布は最多1万2000円、最小1000円であった。松浦龍「国民教育に関する研究問題の提供」『茨城教育』1923年4月号(第464号)
- 16) 審査委員長は、県教育会会長(県内務部長)の堀田鼎であった。『茨城教育』1924年3月号
- 17) 松浦龍「国民教育に関する研究問題の提供」『茨城教育』1923年4月号(第464号)
- 18) 『伸びて行く』の研究については大西公恵の論考があり、本論は大西の研究に多大な示唆を受けた。大西公恵「1920年代『伸びて行く』の展開—学習読物による「学習」の組織化」『＜教育と社会＞研究』第13号 一橋大学＜教育と社会＞研究会 2003年
- 19) 『児童の友 旭』1923年9月号(第2巻第9号)
- 20) 参考までに記すと、『伸びて行く』1922年、第1巻第1号には、一か月の購読料30銭とある。
- 21) 1922年12月号に掲載された、4月以来の郡別の読者人数から、論者が計算した。

※本論文執筆については、『(茨城県教育会) 創立百周年記念誌』その他の資料等様々な点で、茨城県教育会の方々に多くのご配慮をいただいた。この場を借りて感謝を申し上げたい。